

令和2年第10回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和2年10月26日（月）

開催場所 市役所 全員協議会室

開会時刻 午後 13時30分

閉会時刻 午後 14時50分

議長 会長 田中金治

委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	出	8番	島田和雄	欠
2番	萩元不二夫	出	9番	島田秀男	出
3番	萩島保夫	欠	10番	新井稔	出
4番	細田勉	出	11番	清水登與雄	出
5番	細田福三	欠	12番	渋谷貞男	出
6番	大澤英司	欠	13番	長堀進	出
7番	大曾根高男	出	14番	丸山隆一	欠
出席 9名			欠席 5名		

農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	田中弥一	欠	南畑1	関根和市	欠
水谷2	神山稔	欠	南畑2	谷合章	欠
鶴瀬1	横山勝之	欠	南畑3	萩原好伸	欠
鶴瀬2	星野幸夫	欠			
出席 0名			欠席 7名		

職務のため出席した事務局職員

事務局長	谷合正史	事務局主査	吉野武明
事務局主任	荒木貢		

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

本日の総会は、新型コロナウイルス感染症に伴う対応により、委員数を削減し、農業委員9名にて開催いたします。

農業委員の出席は過半数の7名に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

- | | | |
|-----|--------|----|
| 11番 | 清水 登與雄 | 委員 |
| 12番 | 渋谷 貞男 | 委員 |
| 13番 | 長堀 進 | 委員 |
-

日程第2 議 事

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請6件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、農地転用基準に照らし適当であるとした。

○議案第1-1

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・申請地の前面道路に上・下水管の2種類が埋設されており、かつ500m以内に南畑小学校、富士見特別支援学校の教育施設が2つ以上あることから、第3種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック3段積を設置。
- ・隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、父親からの融資で対応することとしており、「融資証明書」「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第1－2

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内であることから、第1種農地と判断されます。

第1種農地ですと農地転用は原則不許可となりますが、例外的に許可できるものに農業用施設等農業の振興に資する施設として住宅その他、周辺の地域の居住者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものがあり、今回の申請はこちらに該当されると判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第1－3

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・申請地の前面道路に上・下水管の2種類が埋設されており、かつ500m以内に南畑幼稚園、三浦病院の教育施設、医療施設が2つ以上あることから、第3種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック2段積を設置。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第1－4

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック1～5段積を設置。
- ・隣接土地所有者につきましては、2人おりますが1人につきましては、「転用計画についての同意書」が提出されておりますが、もう1人につきましては、何度も自宅に訪問しましたが、会う事ができず説明できなかったとの報告書が提出されております。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第1－5

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、国道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し水路へ放流、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック2～3段積を設置。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。

- ・資金については、自己資金で対応することとしており、預金通帳の写しが提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第1－6

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック2段積を設置。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

○議長は、相続税の納税猶予に関する適格者証明2件を議題として上程し、事務局の説明の後、全委員の賛成により案件を「承認」とした。

※議案第2－1、2－2については被相続人が同じであるため一括審議とした

○議案第2－1

議案第2－2

(事務局説明)

事務局において、10月7日に現地確認を行いました。証明願いに記載された農地1筆1,830㎡について、農地としての管理されていることを確認しました。申請者は家族3人で農業経営をされており、従事日数、農業用機械の所有状況も支障がないものと思われま

(担当委員からの説明)

申請者を訪問し、現地調査をいたしました。とても熱心に農業経営をしている方であり、支障がないと思われます。

第3号議案 生産緑地に係る農業従事者の証明について

○議長は、生産緑地に係る農業従事者の証明について1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員の賛成により「承認」とした。

○議案番号第3-1

・申出事由…主たる従事者の死亡

(事務局説明)

10月12日に現地を確認したところ、葱の作付けがされていました。従事者は生前に葱などの野菜を作付けや、その他の農作業もされておりました。

(担当委員からの説明)

訪問して生前の従事者がかなりの高齢になるまで野菜作付けをされていた状況などを伺いました。現在は家族の方が耕作等をされており、支障がないと思われます。

第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

○議長は、農用地利用集積計画の決定について1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り決定された。

○議案第4-1

(事務局説明)

- ・利用権の種類 賃貸借権
- ・土地利用の内容 田
- ・設定の期間 令和3年1月1日から令和7年12月31日まで

(現調) 現在の利用権が切れるため、再度設定を行うものです。

現地調査をしたところ、問題なく耕作されておりました。

(担当委員の説明)

内容については事務局説明のとおりです。現地調査の結果、支障がないと思われます。

日 程 第 3 専決処理報告

1. 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会

長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和2年9月18日から令和2年10月19日まで)

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 | 1件 |
| (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 | 4件 |

日程第4 協議報告事項

1. 農地パトロールの結果について
2. その他

議長は、令和2年第10回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年10月26日

議長

11番

12番

13番
